



山形県公報

平成15年6月24日(火)
第1451号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 告 示

|                           |                   |     |
|---------------------------|-------------------|-----|
| 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出..... | (健康福祉企画課) ...     | 815 |
| 生活保護法による指定医療機関の指定の辞退..... | (同) ...           | 同   |
| 生活保護法による指定医療機関の指定.....    | (同) ...           | 816 |
| 生活保護法による指定施術機関の指定.....    | (同) ...           | 同   |
| 生活保護法による指定介護機関の指定.....    | (同) ...           | 同   |
| 道路の区域の変更.....             | (庄内総合支庁建設総務課) ... | 817 |
| 県道の供用の開始.....             | (同) ...           | 同   |

### 教育委員会関係

#### 規 則

|                                            |   |
|--------------------------------------------|---|
| 山形県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則の一部を改正する規則..... | 同 |
|--------------------------------------------|---|

### 公 告

|                   |                 |     |
|-------------------|-----------------|-----|
| 県営住宅入居者の一般公募..... | (庄内総合支庁建築課) ... | 818 |
|-------------------|-----------------|-----|

### 正 誤

## 告 示

#### 山形県告示第660号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成15年6月24日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称 | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 廃止年月日      |
|-------------------|---------------------|------------|
| 原 田 薬 局           | 山形市東原町三丁目13番15号     | 平成15. 4.13 |
| 濱 井 眼 科           | 同 松見町20番地の10        | 同 5.28     |

#### 山形県告示第661号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第51条第1項の規定により、次の指定医療機関は、その指定を辞退した。

平成15年6月24日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定医療機関の名称  | 指定医療機関の所在地     | 辞退年月日    |
|------------|----------------|----------|
| 株式会社 イ ト ウ | 酒田市相生町二丁目3番18号 | 平成15.5.1 |

## 山形県告示第662号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成15年6月24日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定医療機関の名称  | 指定医療機関の所在地     | 指定年月日    |
|------------|----------------|----------|
| きれん耳鼻咽喉科医院 | 酒田市あきほ町659番地の1 | 平成15.6.2 |
| 濱井眼科       | 山形市南原町二丁目7番44号 | 同        |
| 渡部歯科医院     | 米沢市城北一丁目2番13号  | 同 6.4    |
| 平本整形外科     | 山形市千石65番地      | 同 6.9    |
| 石井歯科医院     | 鶴岡市美咲町24番地の5   | 同 6.10   |

## 山形県告示第663号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成15年6月24日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定施術機関の名称 | 指定施術機関の所在地      | 指定年月日    |
|-----------|-----------------|----------|
| 相沢整骨院     | 山形市東原町三丁目11番22号 | 平成15.6.2 |

## 山形県告示第664号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成15年6月24日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定介護機関の名称     | 施設又は実施する事業の種類 | 指定介護機関の所在地            | 指定年月日    |
|---------------|---------------|-----------------------|----------|
| ヘルパーステーションそよ風 | 訪問介護          | 鶴岡市大字下川字東海林場358番地の193 | 平成15.6.1 |
| 訪問看護ステーションきずな | 居宅介護支援        | 同 大字日枝字海老島159番地の1     | 同 6.2    |
| 明幸園ヘルパーステーション | 訪問介護          | 天童市東本町一丁目9番20号        | 同        |
| 神室ふくすけの家      | 通所介護          | 最上郡金山町大字金山274番地の1     | 同        |

|                            |         |                   |   |      |
|----------------------------|---------|-------------------|---|------|
| お達者くらぶ ひ よ り               | 通 所 介 護 | 米沢市福田町二丁目 3 番169号 | 同 | 6.5  |
| 庄内交通観光バス・ハイヤー<br>指定訪問介護事業所 | 訪 問 介 護 | 鶴岡市日和田町20番37号     | 同 | 6.10 |

## 山形県告示第665号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成15年6月24日から同年7月7日までに縦覧に供する。

平成15年6月24日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 立川鶴岡自転車道線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                              | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長        |
|----------------------------------|------|-----------------------|------------|
| 東田川郡羽黒町大字手向字百々目木156番8から<br>同 上まで | 旧    | 19.6メートル<br>と<br>14.8 | メートル<br>62 |
| 同 上                              | 新    | 20.5メートル<br>と<br>18.4 | 同 上        |

## 山形県告示第666号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成15年6月24日から同年7月7日まで縦覧に供する。

平成15年6月24日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路線名 立川鶴岡自転車道線
- 2 供用開始の区間 東田川郡羽黒町大字手向字百々目木156番8から  
同 上まで
- 3 供用開始の期日 平成15年6月24日

## 教育委員会関係

### 規 則

山形県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年6月24日

山形県教育委員会  
委員長 安 孫 子 博

## 山形県教育委員会規則第7号

山形県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則の一部を改正する規則

山形県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則（昭和49年12月県教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第1条の2中「196パーセント」を「195パーセント」に、「年283万円」を「年282万円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成15年6月24日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 県営住宅の名称等

| 名称               | 所在地                | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                    |                                    |                                    | 摘要     |                                    |                                    |
|------------------|--------------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------|------------------------------------|------------------------------------|
|                  |                    | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え153,000円<br>以下の者 | 収入が153,000円<br>を超え178,000円<br>以下の者 | 収入が178,000円<br>を超え200,000円<br>以下の者 |        | 収入が200,000円<br>を超え238,000円<br>以下の者 | 収入が238,000円<br>を超え268,000円<br>以下の者 |
| 県営美原アパー<br>ト1号   | 鶴岡市美原町18<br>- 1    | 3DK  | 74.2                          | 1    | 一般用 | 19,300                  | 23,400                             | 27,700                             | 31,900                             | 36,900 | 42,400                             | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額           |
| 同 東部アパー<br>ト1号   | 同 朝陽町6<br>- 25     | 同    | 55.7                          | 2    | 同   | 14,100                  | 17,100                             | 20,200                             | 23,300                             | 26,900 | 30,900                             |                                    |
| 同 城南アパー<br>ト2号A  | 同 城南町9<br>- 30     | 同    | 62.6                          | 1    | 同   | 18,400                  | 22,400                             | 26,500                             | 30,500                             | 35,300 | 40,500                             |                                    |
| 同 川南アパー<br>ト4号   | 酒田市若宮町二<br>丁目1-4   | 同    | 54.6                          | 1    | 同   | 13,100                  | 15,900                             | 18,900                             | 21,800                             | 25,100 | 28,900                             |                                    |
| 同 こがねアパ<br>ート2号C | 同 こがね町<br>一丁目21-11 | 同    | 63.9                          | 1    | 同   | 17,400                  | 21,200                             | 25,000                             | 28,900                             | 33,400 | 38,300                             |                                    |
| 同 東泉アパー<br>ト3号A  | 同 東泉町四<br>丁目15-22  | 同    | 62.6                          | 1    | 同   | 18,400                  | 22,300                             | 26,400                             | 30,400                             | 35,100 | 40,400                             |                                    |
| 同 鳥海アパー<br>ト1号C  | 同 富士見町<br>三丁目2-118 | 同    | 69.2                          | 1    | 同   | 23,000                  | 28,000                             | 33,100                             | 38,200                             | 44,100 | 50,600                             |                                    |
| 同 鳥海アパー<br>ト1号D  | 同                  | 同    | 69.2                          | 1    | 同   | 23,000                  | 28,000                             | 33,100                             | 38,200                             | 44,100 | 50,600                             |                                    |
| 同 鳥海アパー<br>ト2号B  | 同                  | 同    | 69.2                          | 1    | 同   | 23,300                  | 28,300                             | 33,500                             | 38,700                             | 44,600 | 51,300                             |                                    |
| 同 鳥海アパー<br>ト2号D  | 同                  | 同    | 69.2                          | 1    | 同   | 23,300                  | 28,300                             | 33,500                             | 38,700                             | 44,600 | 51,300                             |                                    |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に老年者がある場合には、その老年者1人につき 500,000円（その者の所得金額が500,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (6) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
  - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
  - b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
  - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度
- (ロ) 入居者が50歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが50歳以上又は18歳未満の者である場合
- (ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合
  - a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの
  - b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者
  - c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用（身障者用）」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯又は多子世帯で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成15年7月7日から同月11日まで（ただし、郵送の場合は、平成15年7月11日までの消印のあるものに限り有効とする。）
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 庄内総合支庁建設部建築課

## 5 入居の時期 平成15年8月下旬

正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番号 | ページ | 行    | 誤      | 正      |
|------------|-----------|-----|------|--------|--------|
| 平成15. 3.31 | 号外(22)    | 1   | 下から4 | 命令に内容が | 命令の内容が |

平成15年6月24日印刷  
平成15年6月24日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056